

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和6（2024）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの  ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの  ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
1	消費者庁	消費生活相談員  [平成28年度]	消費者安全法	—	(独)国民生活センター (一財)日本産業協会  [合格証の交付]	○				現時点において、2つの登録試験機関を登録。	消費者庁地方協力課 Tel. 直通03-3507-9174